

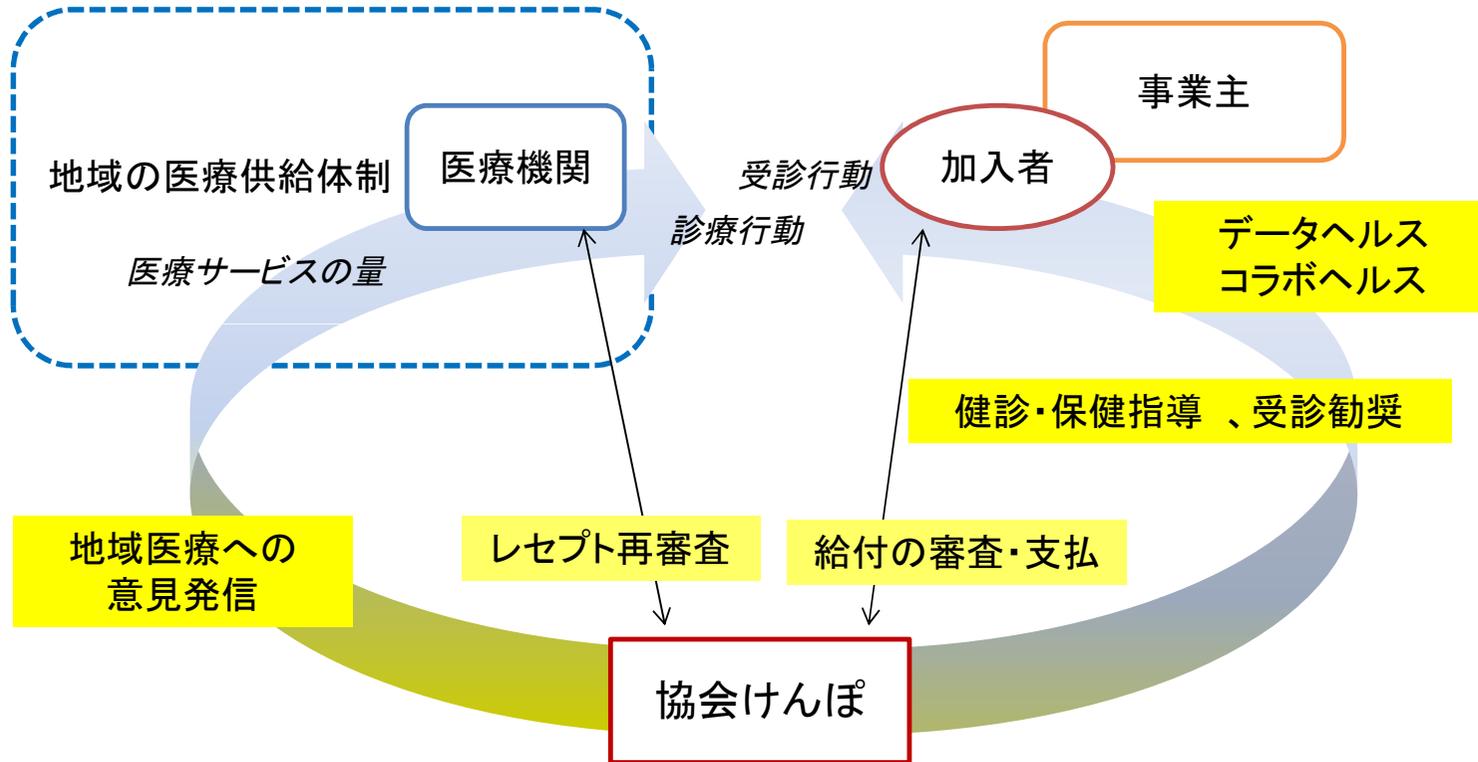
地域医療構想 と 保険者の関与

平成27年5月27日

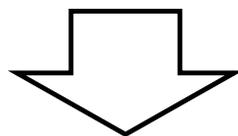


全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽの保険者としての活動範囲の拡大



「医療法等の改正」（地域医療・介護一括法）



○ 都道府県の地域医療行政に「医療保険者」としての関与が法定化

- ① 「地域医療構想調整会議」
- ② 「保険者協議会」
- ③ 地域での医療・介護の一体的な確保のための新しい基金（消費税財源の活用）に係る「都道府県計画」等の策定に当たっての意見反映

(参考) 自治体が策定する医療・介護に関連する計画

法令上医療保険者が関与

注) 括弧内は次期計画の開始時期

保 険 者	意見聴取	<p>→ ○医療計画 (平成30年度)</p> <p>→ ○地域医療構想 (平成27年度以降)</p> <p>→ ○医療介護総合確保法 都道府県計画 (平成27年度) ※都道府県が策定する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画</p> <p>→ ○医療費適正化計画 (平成27年度) ※医療費適正化のための取組み(ジェネリック、健診)等に関する計画</p>	<p>○介護保険事業支援計画 (平成27年度) ※老人福祉圏域(概ね二次医療圏と同じ)の施設定員等を定める計画</p>	都道府県
	<p>地域医療構想調整会議</p>			
	意見聴取			
	<p>保険者協議会 ← 県が参加</p>			
	意見聴取	<p>→ ○医療介護総合確保法 市町村計画 (平成27年度) ※市町村が策定する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画</p>	<p>○介護保険事業計画 (平成27年度) ※市町村毎の介護サービスの必要量を定め、この必要量等を基に市町村の介護保険料を設定</p>	市町村

地域医療構想(ビジョン)とは

- 2025年(平成37年)の医療提供体制のあり方を定めるもの
(主な記載事項)
 - ・ 2025年の医療需要
 - ・ 2025年に目指すべき医療提供体制(必要病床数等)
 - ・ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 平成27年4月以降、各都道府県で構想策定(医療計画の一部)

地域医療構想調整会議

- 構想区域(おおむね二次医療圏)ごとに地域医療構想で定めた医療提供体制(必要病床数)を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために関係者が必要な協議を行う場。
 - 調整会議は原則、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村などで構成。
 - ☞ 医療保険者は必要に応じ保険者協議会に照会のうえ選定される。
- ※ 地域医療構想策定前の平成27年度の早い時期に地域医療構想調整会議が設置される可能性がある。

【地域医療構想の策定プロセス】

・まずは策定スケジュール、会議設置時期等を照会

○各都道府県で策定に必要なデータの収集・分析・共有

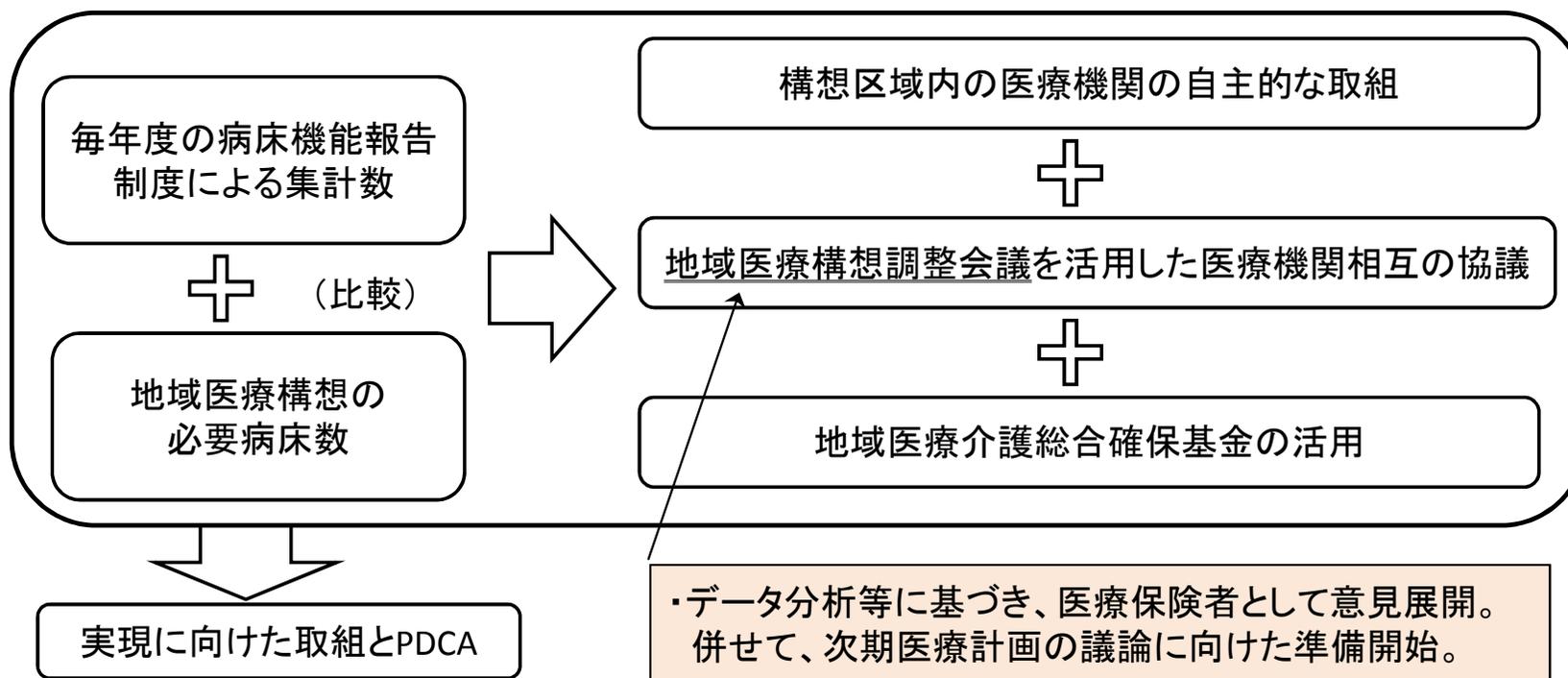
→ 構想区域の設定

→ 構想区域ごとに医療需要を推計

・策定前の段階から、協議の場の参画に向けた働きかけや意見発信の方向性などを検討。
・他の医療保険者との協働体制。

⇒ 2025年にあるべき医療提供体制としての必要病床数を算定

【地域医療構想策定後】

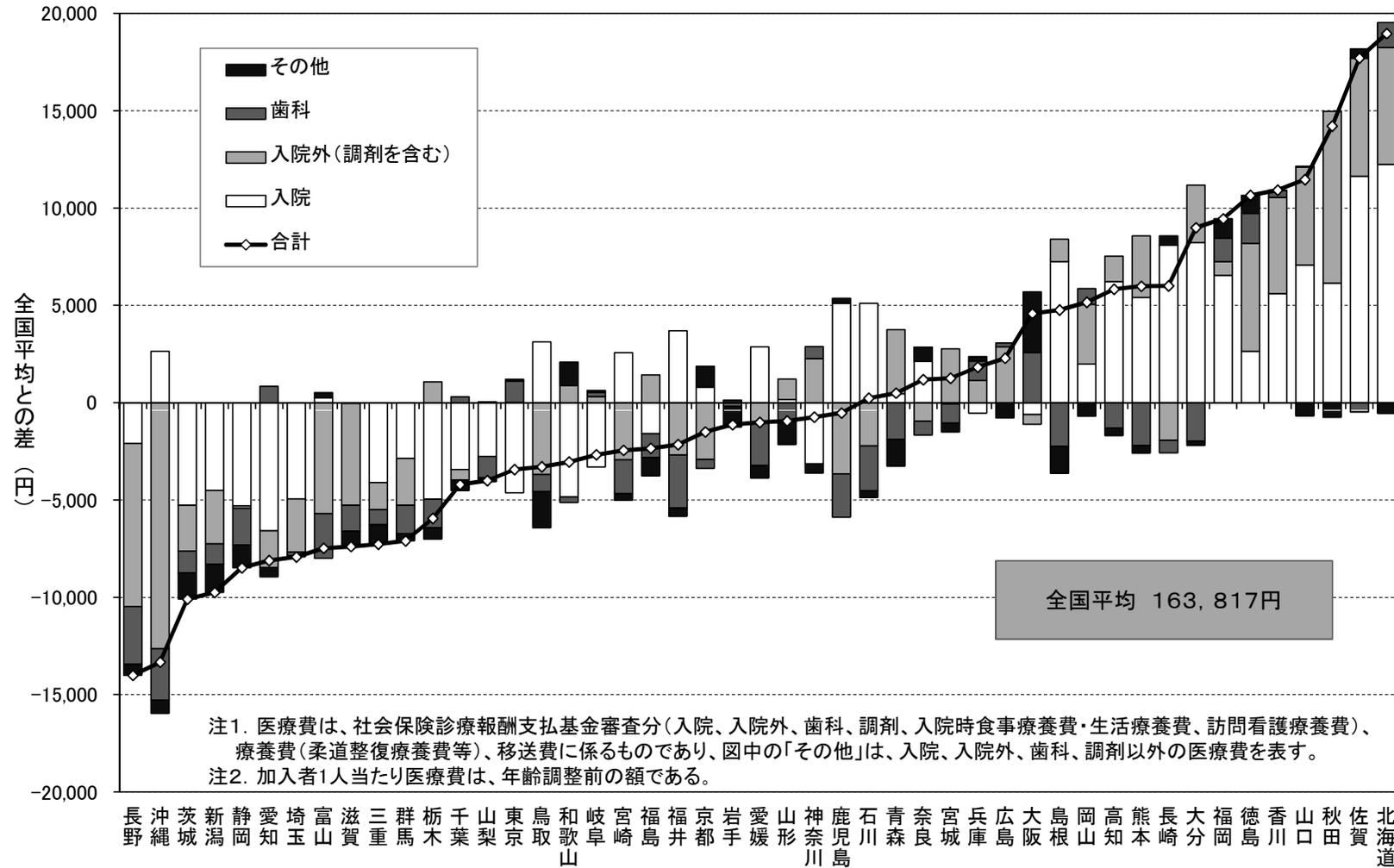


平成27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%	※ 全国平均では10.0%	

- 平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率は、4月分(5月納付分)*からの適用。
*任意継続被保険者の方は5月分(5月納付分)からの変更。

都道府県支部別 加入者1人当たり医療費の状況(全国平均との差) (平成25年度)



医療費適正化に向けた保険者機能の発揮・強化の取組み

ジェネリック医薬品の使用促進

【協 会】 服用する薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を加入者に通知しています。

【加入者】 当協会からの通知を受け取った4人に1人がジェネリック医薬品に切り替えています。

切り替えによる医療費の軽減額は、5年半の間の累計で**約340億円**(推計)です。

レセプト点検・経費削減

【協 会】 医療機関からの保険請求を点検しています。効果額 **約294億円**(25年度実績)

事務経費の削減に取り組んでいます。

健診・保健指導

【協 会】 加入者の健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。

平成26年度に全支部で策定した「**データヘルス計画**」を、27年度から実施します。

【加入者・事業主】 病気の早期発見・早期治療、適度な運動、バランスのとれた食事などによる、健康の保持・増進を促進しています。

扶養家族の再確認

【協 会】 加入者のご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを毎年確認しています。

【加入者・事業主】 平成25年度は**約32億円**、平成26年度は**約34億円**の削減ができました。

健康保険の正しい利用の促進

【協 会】 審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

【加入者】 軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」を避け、地域の救急電話相談を利用するよう呼びかけています。

日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気や怪我では、健康保険が使えないことをお伝えしています。平成25年度は約9万5千件の文書照会を実施し、**約7億円適正化**。

地方自治体等との連携・各支部の取組み

◆ 地方自治体の医療政策当局との間で**保健事業の推進に関する包括的な協定の締結**を通じて、**保健事業の共同実施や、市町村国保と医療情報の共同分析、ジェネリック医薬品の普及促進等、医療費適正化に関する幅広い連携・協働を推進**(**協会けんぽの意見発信の強化**)。

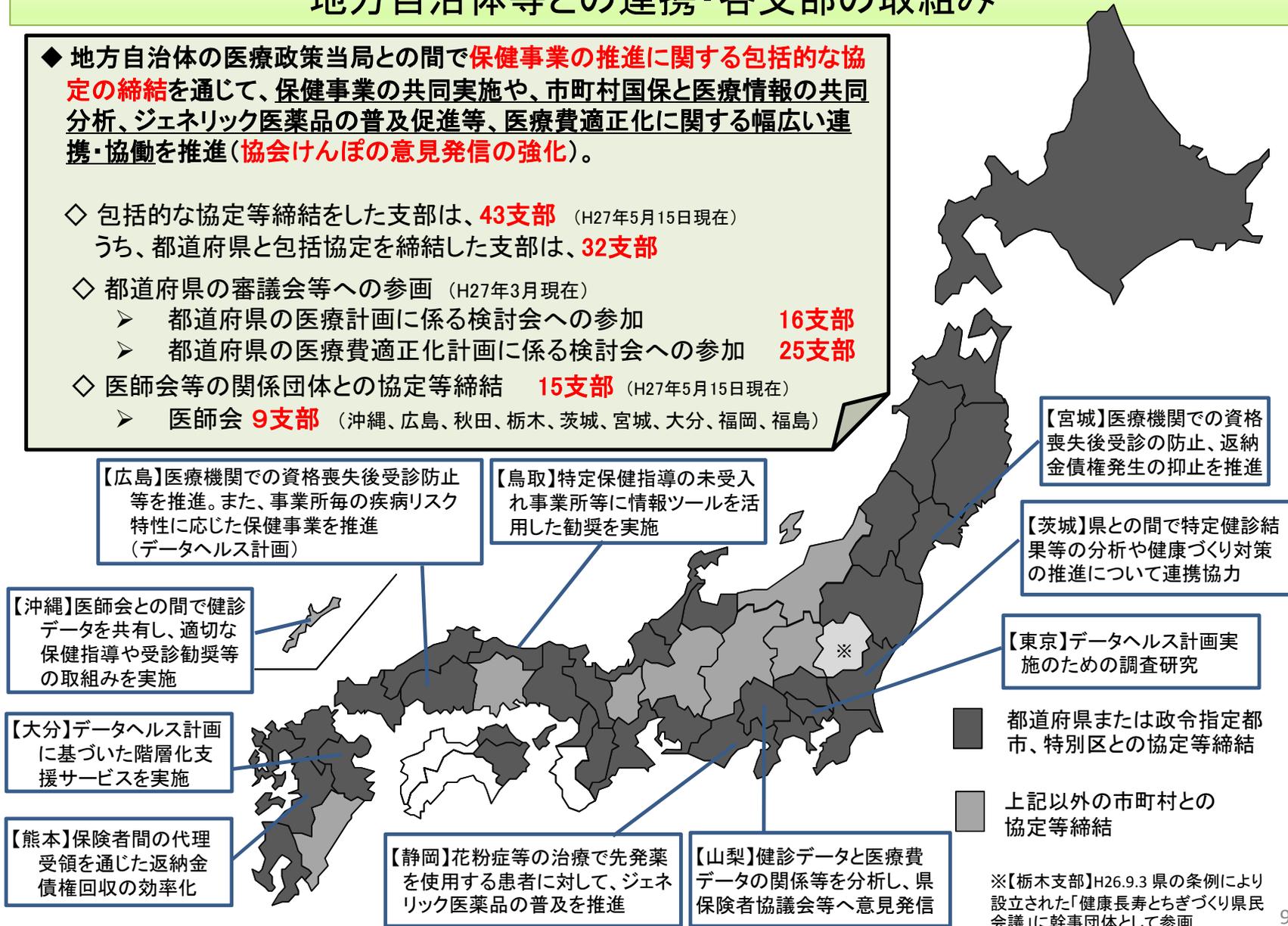
◇ 包括的な協定等締結をした支部は、**43支部** (H27年5月15日現在)
うち、都道府県と包括協定を締結した支部は、**32支部**

◇ 都道府県の審議会等への参画 (H27年3月現在)

- 都道府県の医療計画に係る検討会への参加 **16支部**
- 都道府県の医療費適正化計画に係る検討会への参加 **25支部**

◇ 医師会等の関係団体との協定等締結 **15支部** (H27年5月15日現在)

- 医師会 **9支部** (沖縄、広島、秋田、栃木、茨城、宮城、大分、福岡、福島)



支部と地方自治体との包括的な協定締結状況 (平成27年5月15日時点)

[合計]43支部で協定締結

32都道府県(32支部)、105市区町村(33支部)

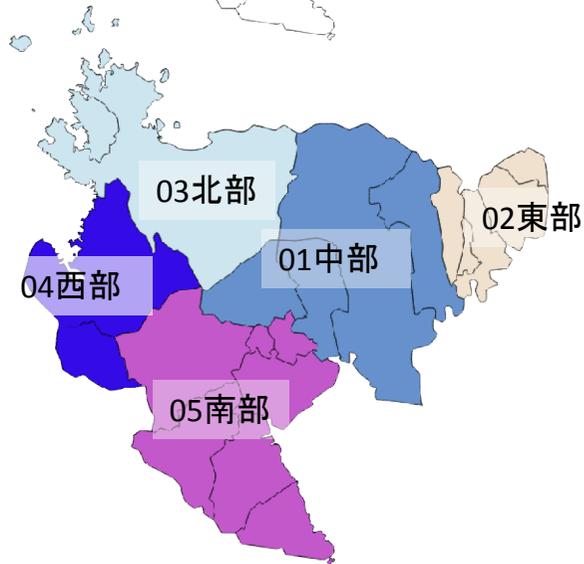
目的 支部名	健康づくりの推進に向けた包括的な連携	
	対都道府県	対市区町村
1 北海道	北海道	札幌市
2 青森	青森県	八戸市
3 岩手	岩手県	
4 宮城	宮城県	仙台市
5 秋田	秋田県	秋田市、大館市、美郷町
6 山形	山形県	米沢市
7 福島	福島県	伊達市、郡山市
8 茨城	茨城県	
9 栃木	(※ 県の条例により設立された「健康長寿とちぎづくり県民会議」に幹事団体として参画)	
10 群馬		前橋市
11 埼玉	埼玉県	さいたま市
12 千葉	千葉県	千葉市
13 東京		世田谷区、葛飾区、中野区
14 神奈川	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市
15 新潟		見附市、三条市
16 富山	富山県	富山市
17 石川	石川県	金沢市、小松市
18 福井	福井県	坂井市
19 山梨	山梨県	
20 長野		松本市、長野市、上田市
21 岐阜		岐阜市
22 静岡	静岡県	静岡市、浜松市、島田市、富士市
23 愛知		名古屋市、小牧市、安城市、一宮市、豊橋市、豊田市、春日井市、岡崎市
24 三重	三重県	津市、菟野町
25 滋賀		大津市、東近江市

目的 支部名	健康づくりの推進に向けた包括的な連携	
	対都道府県	対市区町村
26 京都	京都府	
27 大阪	大阪府	高石市、大阪狭山市
28 兵庫	兵庫県	豊岡市、神戸市
29 奈良	奈良県	
30 和歌山		
31 鳥取	鳥取県	鳥取市、倉吉市、琴浦町、智頭町、八頭町、伯耆町、北栄町、大山町、若桜町、日南町、南部町、湯梨浜町、岩美町、三朝町
32 島根	島根県	
33 岡山		備前市、岡山市、矢掛町
34 広島	広島県	呉市、県内全23市町
35 山口	山口県	
36 徳島	徳島県	
37 香川	香川県	(※ 医療費分析を目的とした協定を綾川町、高松市・香川大学と締結)
38 愛媛		
39 高知		
40 福岡		北九州市
41 佐賀	佐賀県	佐賀市
42 長崎	長崎県	長崎市、大村市
43 熊本	熊本県	熊本市、合志市
44 大分	大分県	豊後大野市、臼杵市
45 宮崎		宮崎市、延岡市、都城市
46 鹿児島	鹿児島県	
47 沖縄		南城市、那覇市、久米島町、読谷村

佐賀県の概要



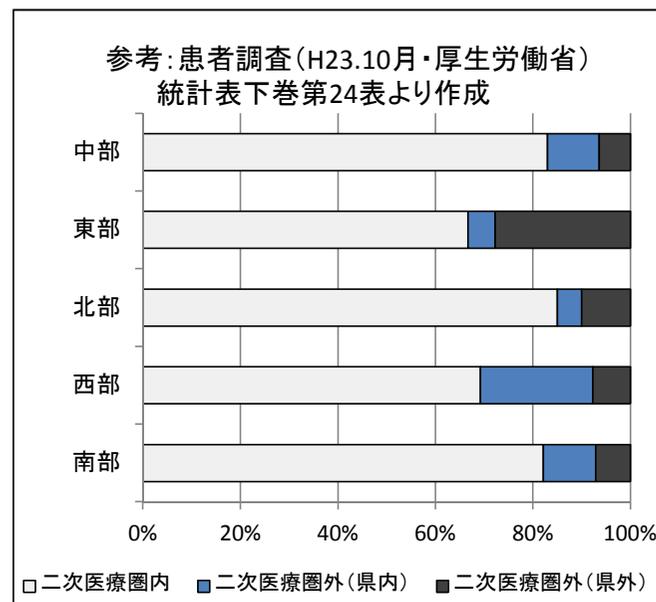
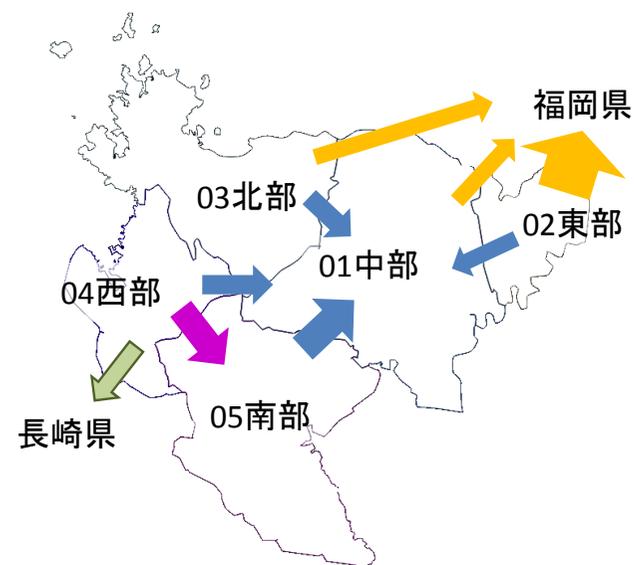
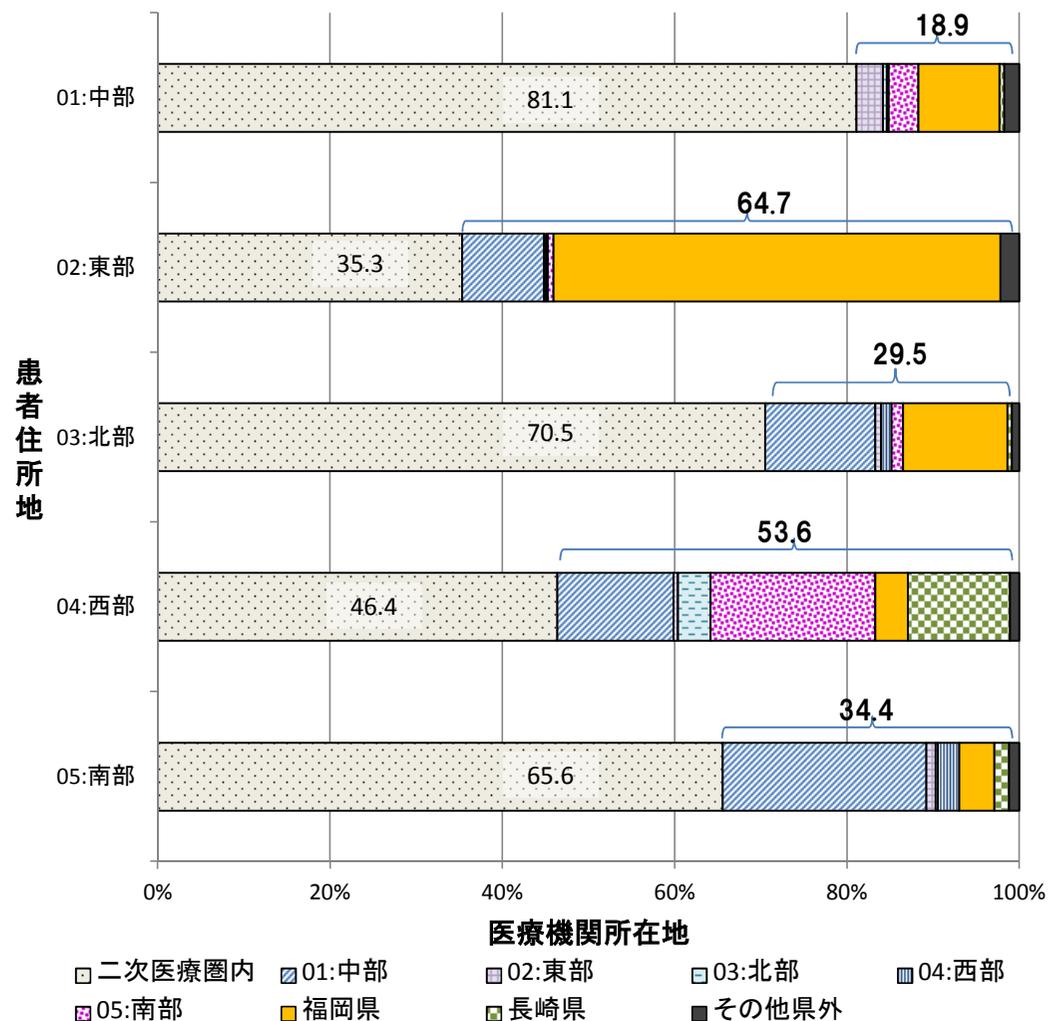
- 平成26年11月1日現在の佐賀県の人口は約84万人
- うち、協会加入者は38.5%を占める
- 県内に5つの二次医療圏が存在する



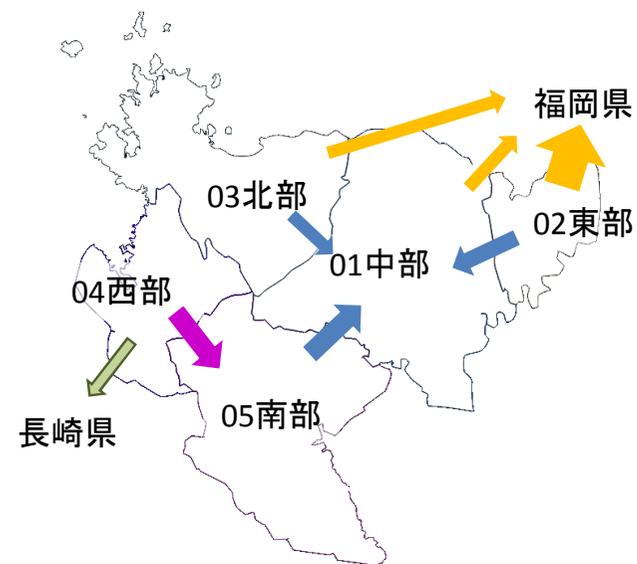
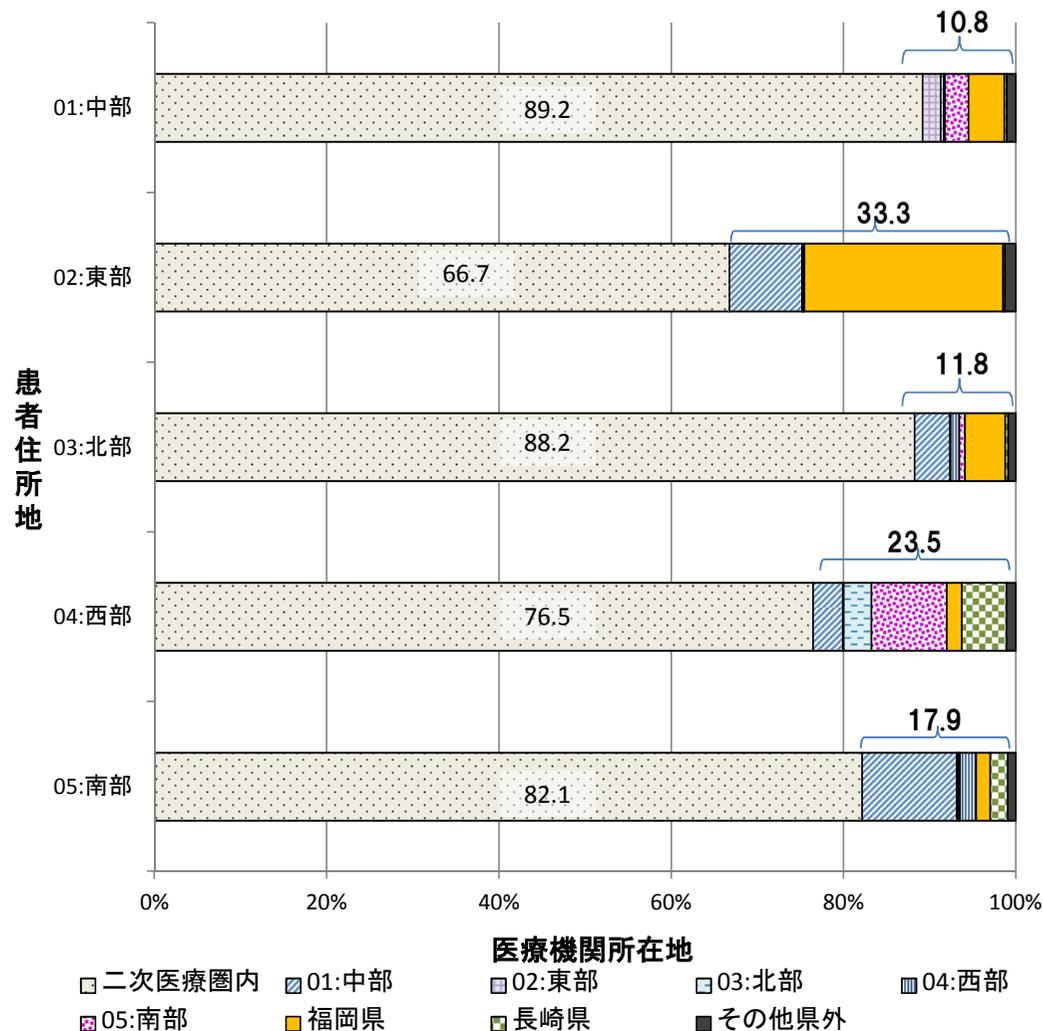
(単位:人)

	人口(H26.11.1)	参考:協会加入者(H26.10月末)
佐賀県	835,010	321,805
01中部	348,450	129,203
02東部	124,494	43,358
03北部	129,403	52,980
04西部	75,987	32,738
05南部	156,676	63,526

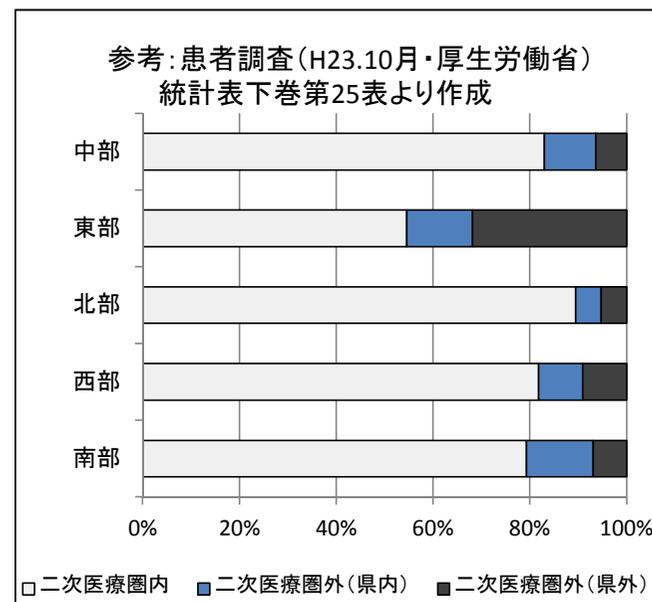
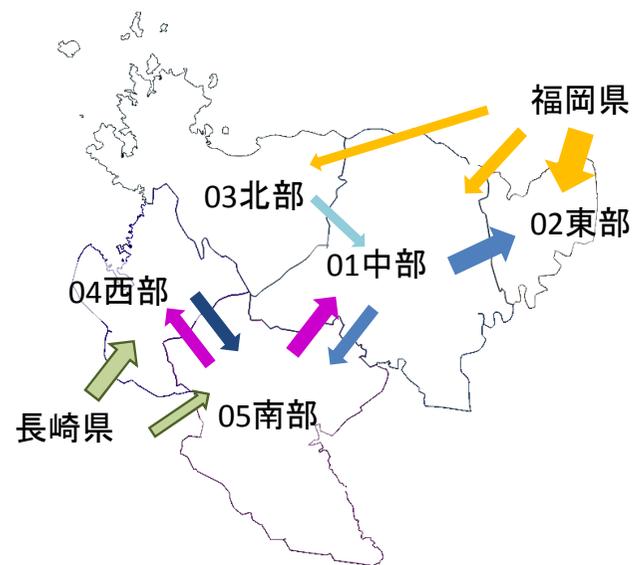
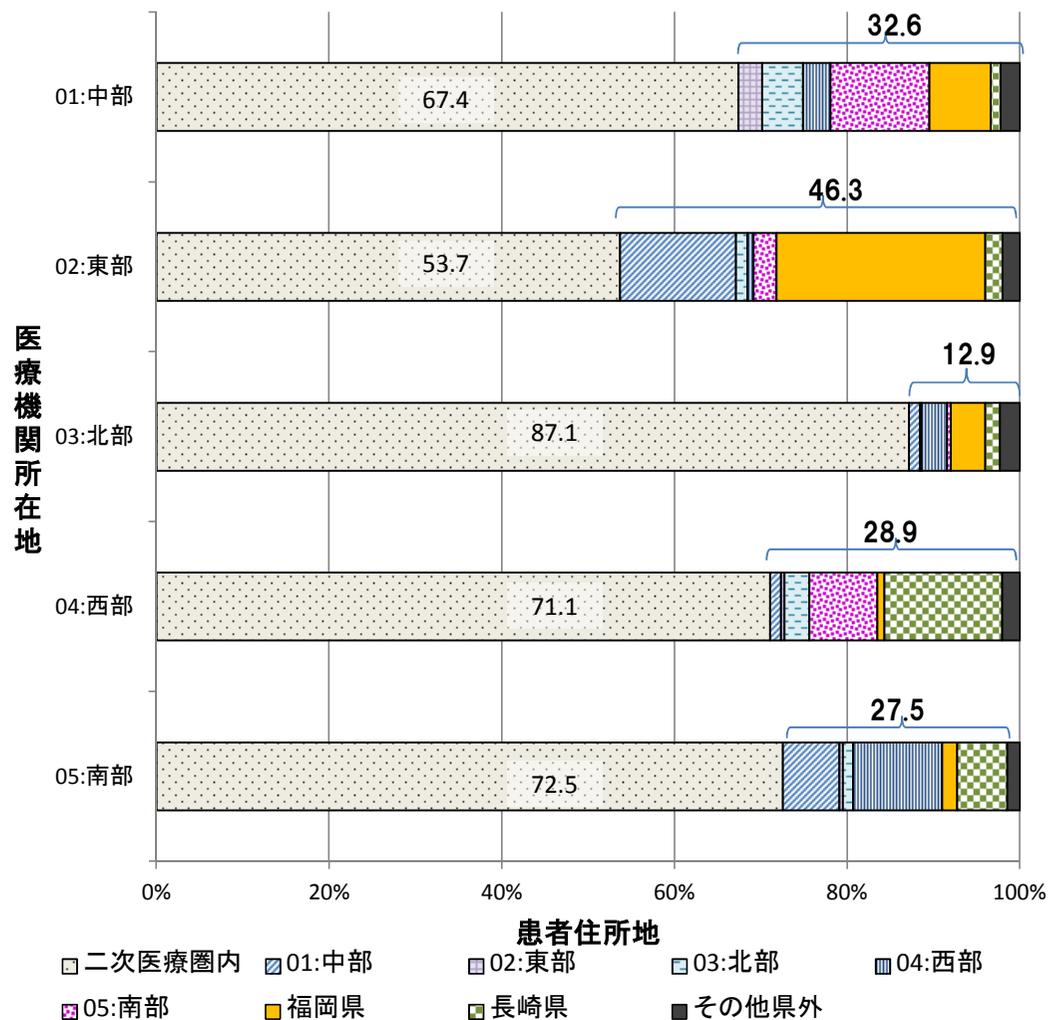
二次医療圏別 患者流出割合(入院)



二次医療圏別 患者流出割合(外来)



二次医療圏別 患者流入割合(入院)



二次医療圏別 患者流入割合(外来)

